

つくばみらい市
いきいきハートプラン

(第4期障がい福祉計画)

【案】

つくばみらい市

■「障害者」の「害」表記等について

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人、あるいは障がい者（3障がいを総称する時に使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者→身体障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

○知的障害者→知的障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

○精神障害者→精神障がい者（3障がいの中で特定する時に使う）

もくじ

第1節	計画策定の考え方	1
1	計画の趣旨	
2	計画の期間	
3	計画のPDCAサイクル	
第2節	障がいのある人を取りまく状況	4
1	人口の推移	
2	障がいのある人の状況	
3	難病の状況	
4	障害支援区分別の認定者数	
第3節	平成29年度における成果目標	13
1	本市における目標値の設定	
第4節	障害福祉サービス等の実績と見込み量	15
1	自立支援給付の実績	
2	自立支援給付の見込み量	
3	障がい児支援に係る給付の実績	
4	障がい児支援に係る給付の見込み量	
第5節	地域生活支援事業の実績と見込み量	18
1	地域生活支援事業の実績	
2	地域生活支援事業の見込み量	
第6節	障害福祉サービスの内容と見込み量確保のための方策	20
1	介護給付（介護が必要な方へのサービス）	
2	訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）	
3	相談支援（サービス等利用計画の作成）	
4	障がい児通所支援・相談支援	
第7節	地域生活支援事業の内容と見込み量確保のための方策	25
	地域生活支援事業の内容と見込み量確保のための方策	

第1節 計画策定の考え方

1 計画の趣旨

- 本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく障がい者計画及び障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画を一体とした「つくばみらい市いきいきハートプラン」を策定し、相互の計画の調和を保ちながら、障がい者等への支援施策・事業の推進に努めてまいりました。
- この間、障がい者計画については平成24年3月に見直しをし、平成29年3月までの5ヵ年計画となっています。障がい福祉計画については、国の指針に合わせ3年に一度の定期的な見直しが必要とされています。平成21年3月に第2期、平成24年3月に第3期障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービス等の確保及び充実に努めてまいりました。
- 平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）が施行され、障がい者の定義に難病等が追加されたほか、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 本計画は、新たに国が示した第4期障がい福祉計画の基本指針の理念である「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」を踏まえ、法に定める障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関して、必要なサービスの見込みとその確保方策について定めるものです。

2 計画の期間

- 第4期障がい福祉計画については、国から示された基本指針に従い、平成27年度から平成29年度までを策定します。

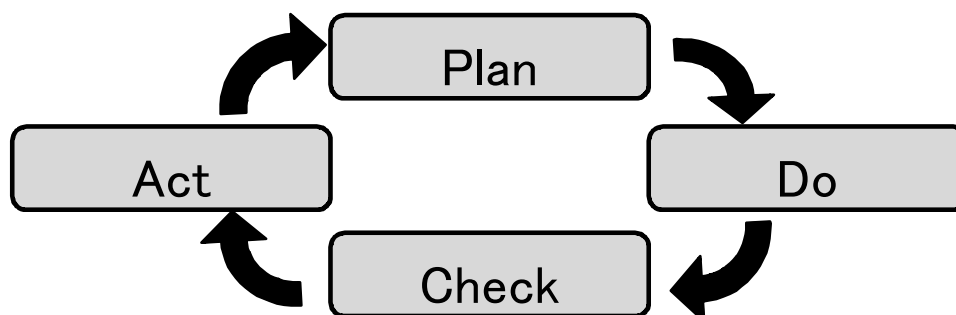
■計画の期間

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	第3期 つくばみらい市障がい福祉計画 (平成24~26年度)				
		(見直し)	第4期 つくばみらい市障がい福祉計画 (平成27~29年度)		

3 計画のPDCAサイクル

- 計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。
- そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。
- 法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。
- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもので、業務の質を高めていくうえで重要となります。

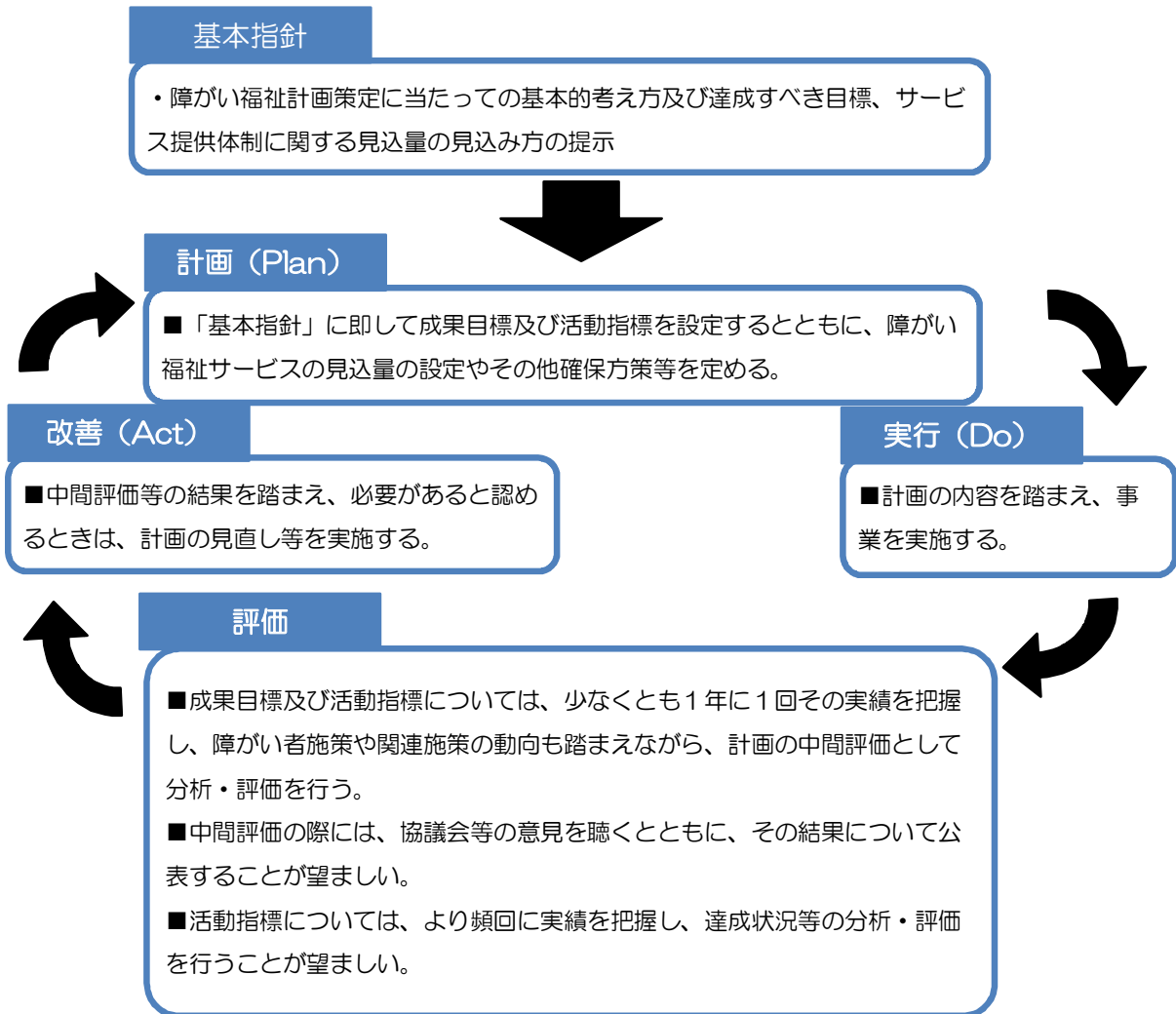
(PDCAサイクルのイメージ)



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

資料：厚労省

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



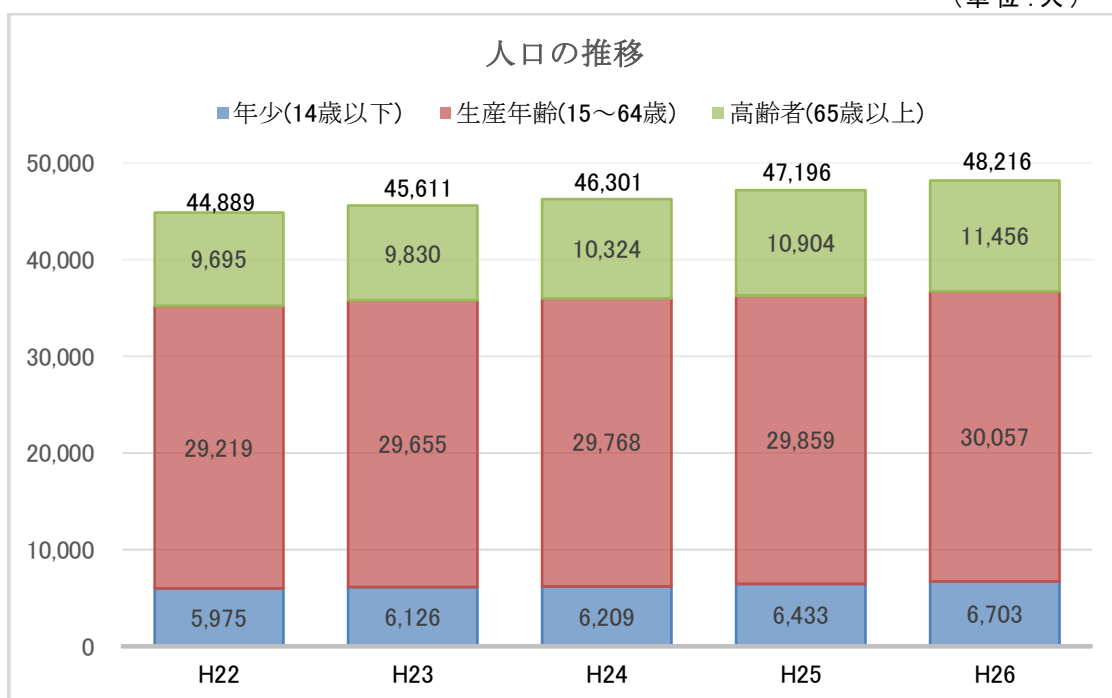
資料：厚労省

第2節 障がいのある人を取りまく状況

1 人口の推移

- 本市の総人口は、増加傾向が続いており、平成26年4月1日現在48,216人で、平成22年と比較して3,327人(7.0%)増となっています。
- 年齢別構成比の推移をみると、高齢者人口の構成比が平成22年の21.6%と比べ、平成26年には23.8%となっており、2.2%増加しました。年少人口は、平成22年の13.3%から平成26年の13.9%と微増しています。つくばエクスプレス沿線地域の開発に伴い、子育て世代を中心とした方々が転入されていることがうかがわれます。

(単位:人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢別構成比の推移

<上段：人 下段：%>

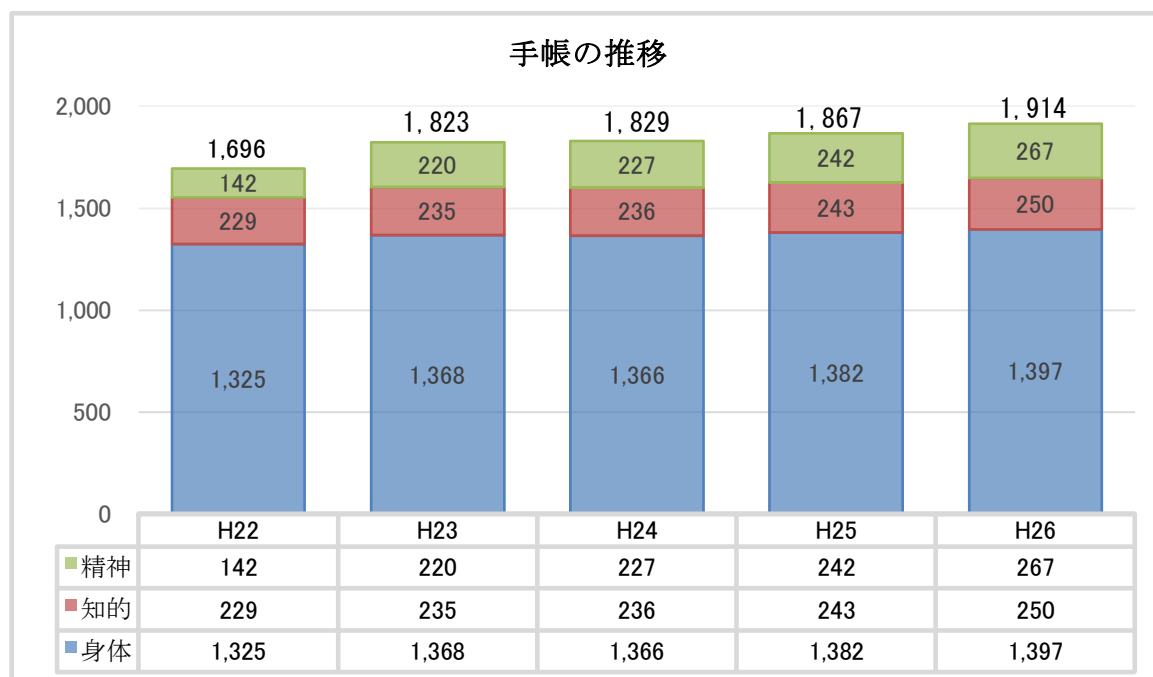
	H22	H23	H24	H25	H26
総人口	44,889	45,611	46,301	47,196	48,216
年少 (14歳以下)	5,975 13.3	6,126 13.4	6,209 13.4	6,433 13.6	6,703 13.9
生産年齢 (15~64歳)	29,219 65.1	29,655 65.0	29,768 64.3	29,859 63.3	30,057 62.3
高齢者 (65歳以上)	9,695 21.6	9,830 21.6	10,324 22.3	10,904 23.1	11,456 23.8

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の推移

- 本市の障がい者手帳(※)の所持者は、平成26年で1,914人で、手帳所持者の割合は総人口の約4.0%となっています。
- 障がい者手帳所持者数は、近年、すべての障がい種別において増加傾向にあります。特に、精神障がいについては、平成22年と比べて平成26年には125人(5.4%)の増加となっています。



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※) 障がい者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付されます。

■総人口に対する障がい者手帳所持者の割合

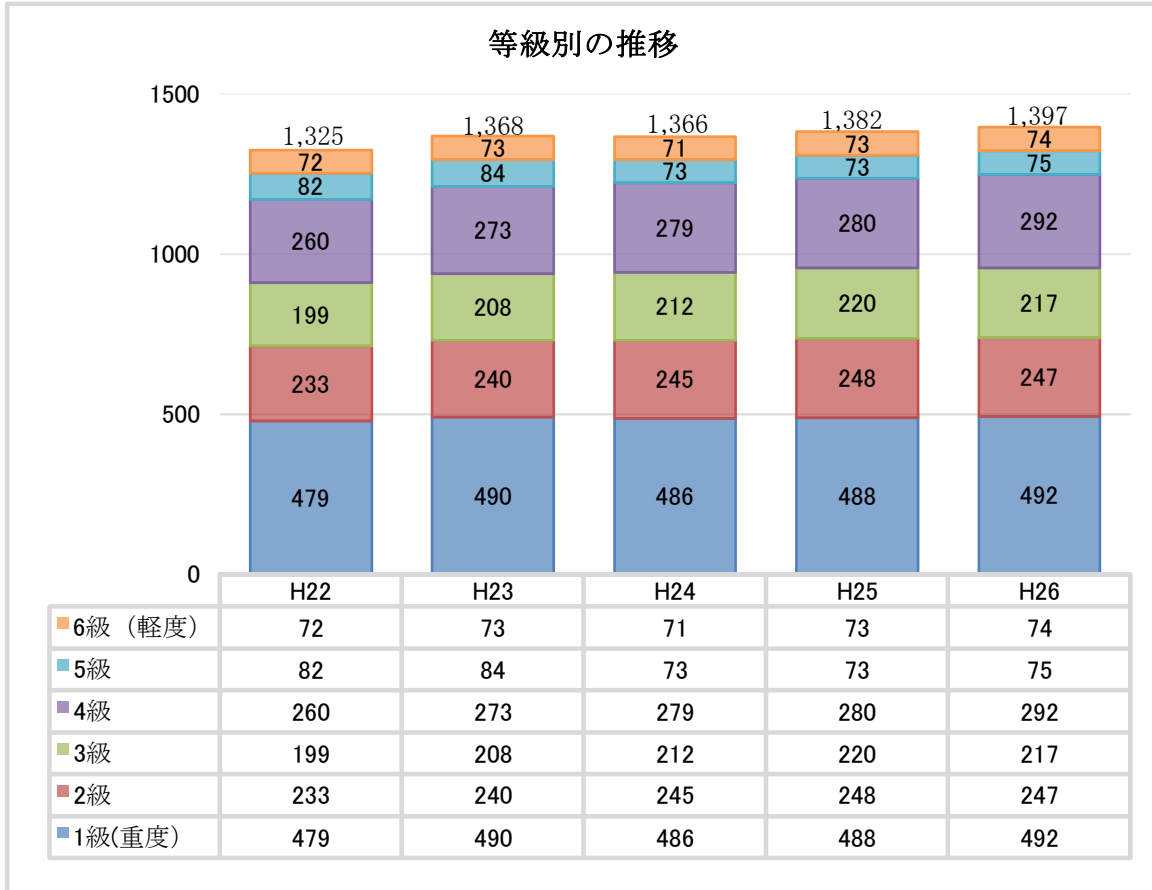
(単位：人)

	H22	H23	H24	H25	H26
総人口	44,889	45,611	46,301	47,196	48,216
手帳所持者数	1,696	1,823	1,829	1,867	1,914
総人口に対する割合	3.8%	3.7%	4.0%	4.0%	4.0%

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成22年の1,325人から平成26で1,397人と72人増加しています。
- 障がいの等級別では、平成26年では1級が492人で最も多く全体の35%の割合を占めています。障がいの重度化傾向が続いています。
- 障がい部位別では、肢体不自由が5ヵ年を通じて、最も多くなっています。また内部障がいについては、平成22年の372人から平成26年には408人と36人(9.6%)増加しています。

(単位：人)



資料：茨城県、社会福祉課（各年4月1日現在）



■ H26年の年齢構成別内訳

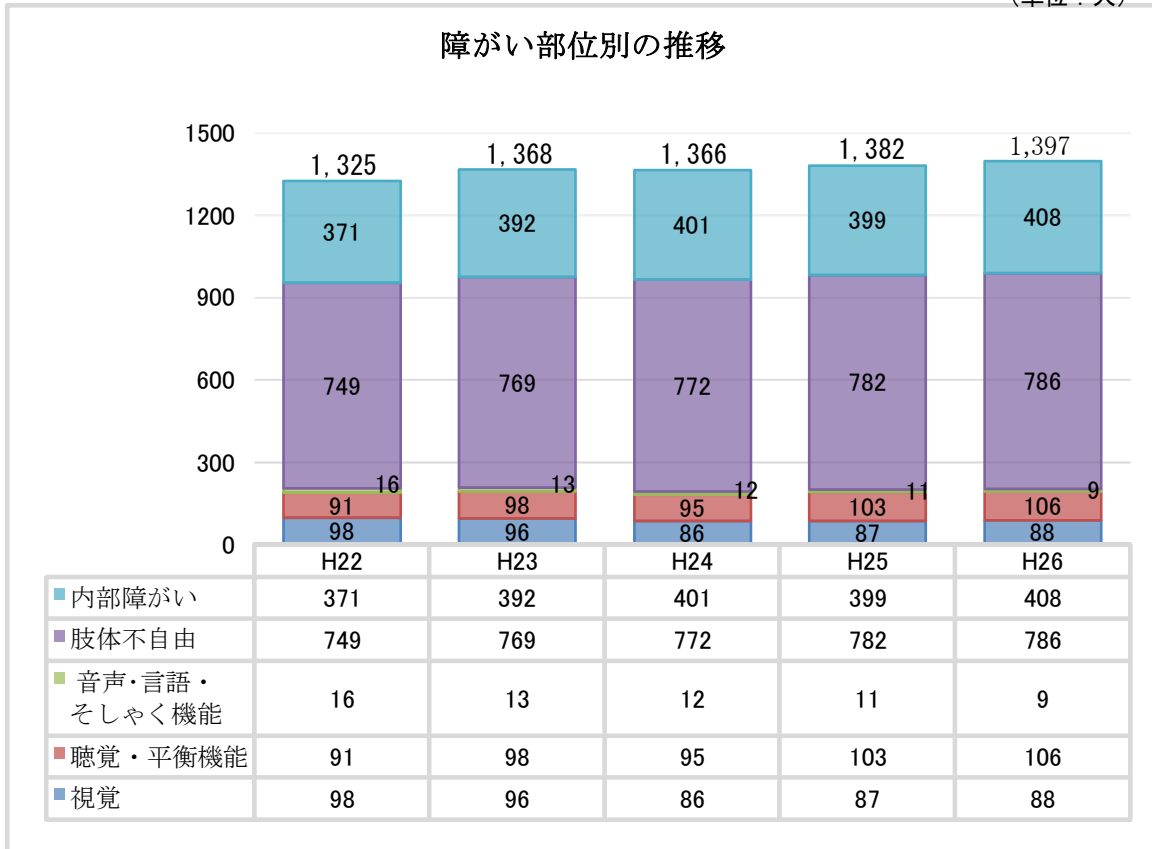
<上段：人 下段：%>

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
合計	494	247	217	292	74	73	1,397
障がい児 (18歳未満)	13 2.6	4 1.6	7 3.2	0 -	1 1.3	0 -	25 1.8
障がい者 (18~64歳)	140 28.4	78 31.6	51 23.5	76 26.0	22 29.7	23 31.5	390 27.9
障がい者 (65歳以上)	341 69.0	165 66.8	159 73.3	216 74.0	51 69.0	50 68.5	982 70.3

資料：茨城県、社会福祉課

(単位：人)

障がい部位別の推移



※H26年における65歳以上の障がい部位別内訳

内 部	肢体不自由	音声・言語・そしゃく	聴覚・平衡	視 覚
305人(75%)	540人(68.7%)	4人(44.4%)	70人(66.0%)	63人(71.6%)

資料：茨城県、社会福祉課（各年4月1日現在）

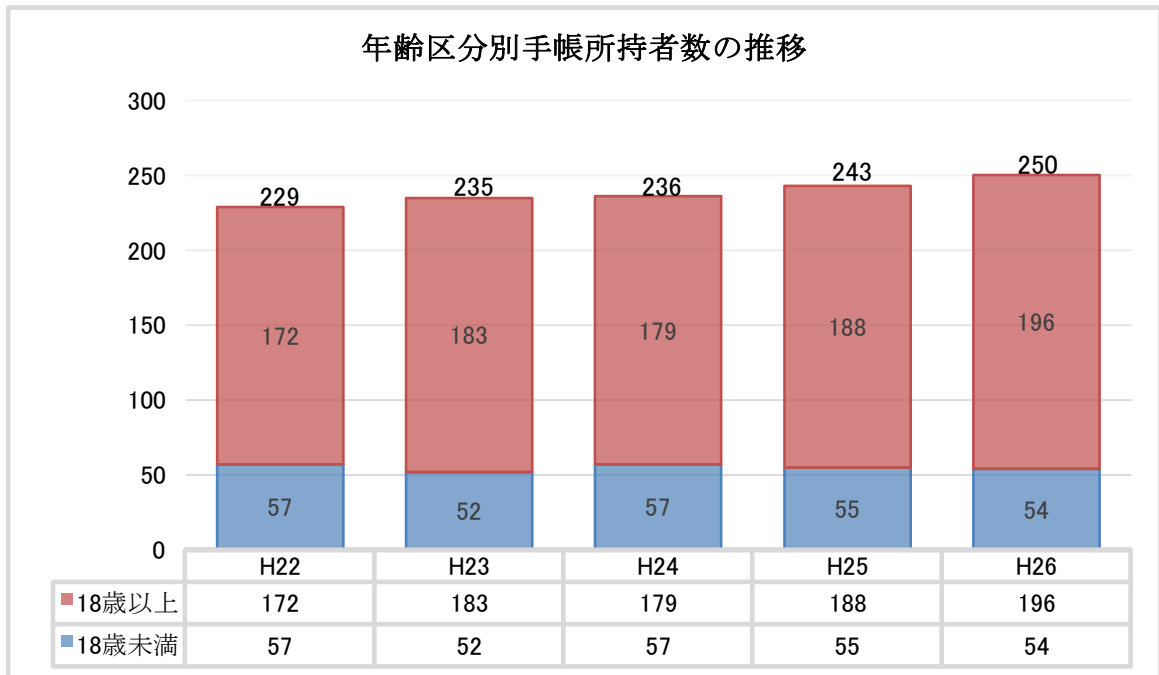
【参考】身体障害者福祉法に定める身体障がいの定義（法別表(第4条、第15条、第16条関係)

- | | |
|---|--|
| <p>1 視覚障がい（永続するもの）</p> <p>(1) 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの</p> <p>(2) 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの</p> <p>(3) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p> <p>(4) 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの</p> <p>2 聴覚又は平衡機能障がい（永続するもの）</p> <p>(1) 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの</p> <p>(2) 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p> <p>(3) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度50%以下のもの</p> <p>(4) 平衡機能の著しい障がい</p> <p>3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい</p> <p>(1) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失</p> <p>(2) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい、永続するもの</p> | <p>4 肢体不自由</p> <p>(1) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい、永続するもの</p> <p>(2) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの</p> <p>(3) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>(4) 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(5) 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい、永続するもの</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい</p> <p>5 内部障がい</p> <p>心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいその他政令で定める障がい、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの</p> |
|---|--|

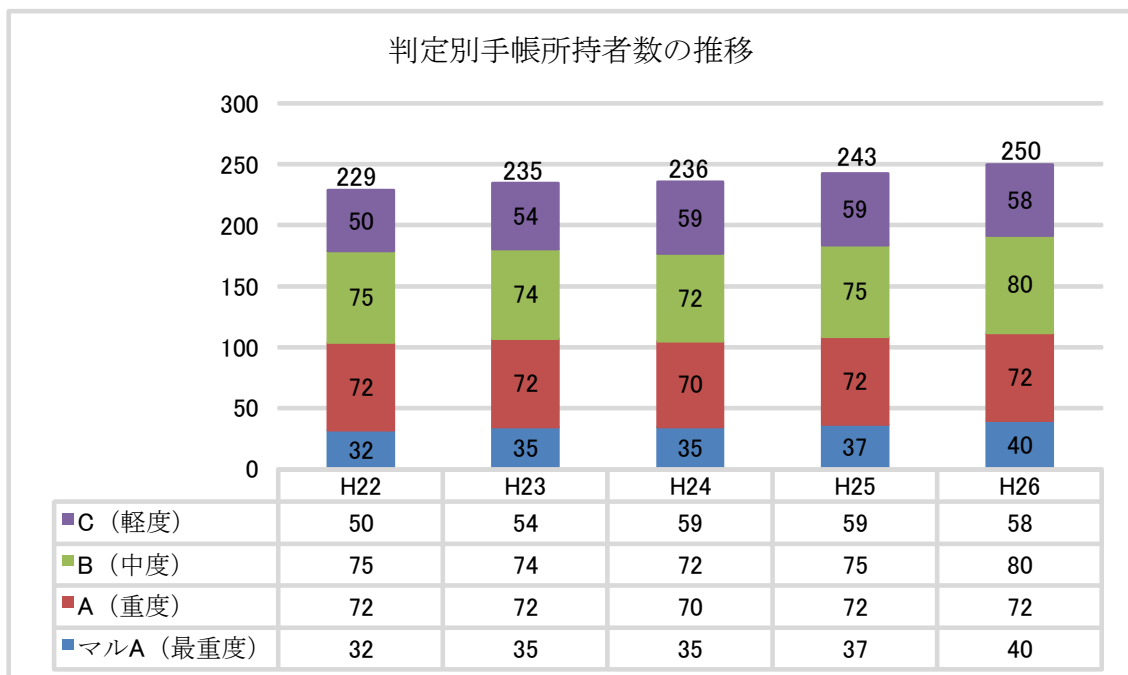
(3) 療育手帳所持者の状況

- 療育手帳所持者の推移をみると、平成22年の229人から平成26年の250人へと21人(9.2%)増加しています。
- 年齢区分別にみると、18歳未満は平成22年に57人、平成26年に54人と、変動は小さい状況にあります。しかしながら、18歳以上になると、毎年10人前後増加していく傾向にあり、平成22年には162人でしたが、平成26年には196人と30人(21.0%)増加しています。
- 障がいの判定別では、平成26年でB判定(中度)が80人と最も多く、次いでA判定(重度)が72人となっています。

(単位：人)



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

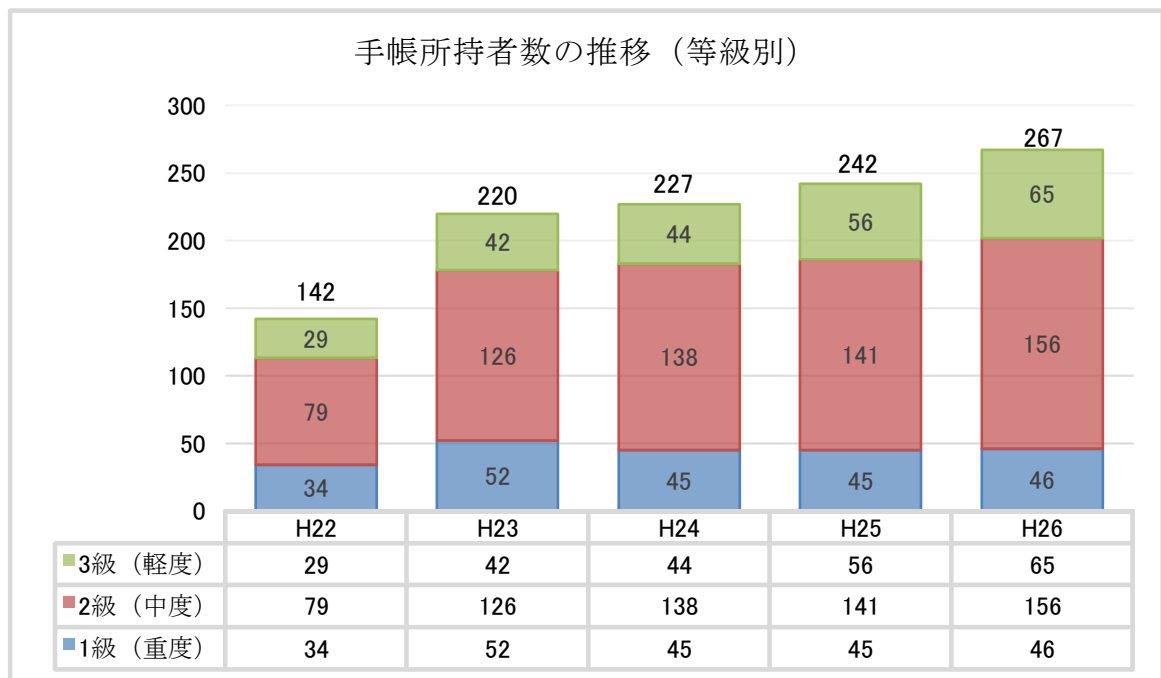


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

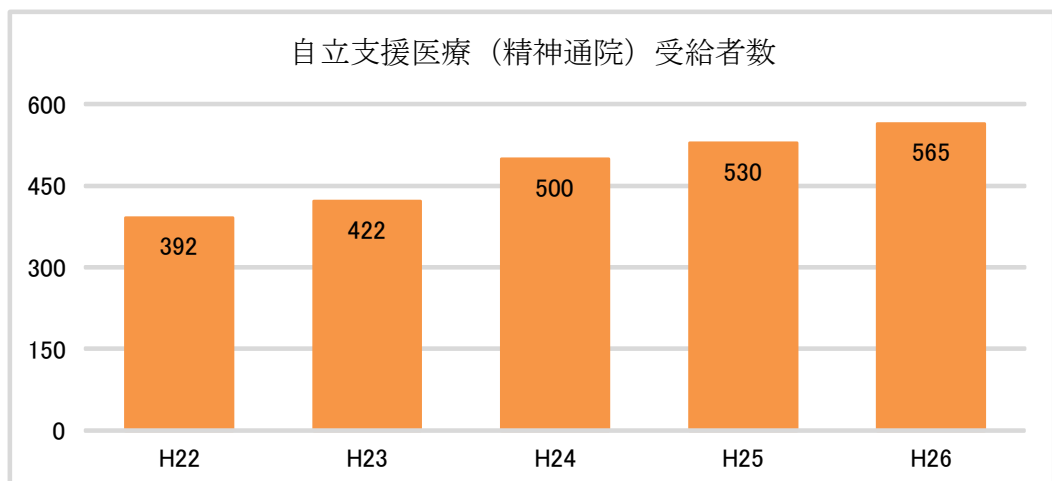
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、平成22年の142人から平成26年には267人と約1.8倍の大幅な増加となっており、平成24年以降は毎年20人前後増加しています。
- 等級別では2級(中度)及び3級(軽度)の手帳所持者が増加傾向にあります。
- 自立支援医療(精神通院)(※)を受けている人は、平成22年の392人から平成26年では565人とあり、173人(43.6%)の増加となっています。

(単位：人)



資料：茨城県精神保健福祉センター（3月末日現在）



資料：茨城県精神保健福祉センター（4月1日現在）

※「自立支援医療(精神通院)制度」

精神障がいのある方の適正な医療の普及を図るため、精神障がいにより通院医療を受けている方を対象に、申請により医療費の自己負担割合が通常の3割から原則1割とし、2割を公費で負担します。所得等に応じて月額自己負担上限もあり、負担が重くなりすぎないようにしています。精神障害者保健福祉手帳がなくても、この制度のみ利用できます。

- 自立支援医療（精神通院）を受けている人の疾病分類別状況（下表）は、平成26年では「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」及び「気分障がい」がそれぞれ208人で、合わせて416人となり、全体の約74%を占めています。
- 疾病分類別で見ると、「気分障がい」が平成22年の119人と比べて平成26年が208人（約1.7倍）と大幅に増加しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況

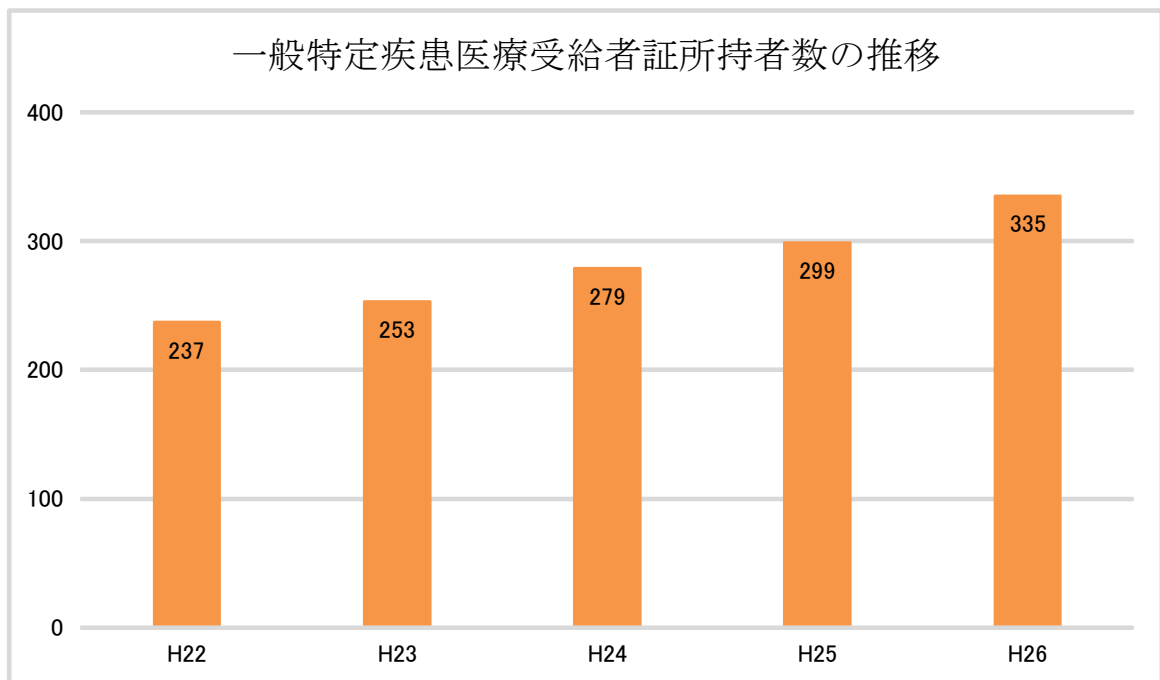
区 分	H22	H23	H24	H25	H26
症状性を含む気質精神障がい	13	13	15	15	19
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	10	11	13	13	11
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	193	192	208	207	208
気分障がい	119	139	176	193	208
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	24	31	45	53	66
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	0	1	1
成人の人格及び行動の障がい	3	3	6	7	4
精神遅滞	3	4	5	6	9
心理的発達の障がい	5	4	5	6	7
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	1	2	2	1	4
てんかん	20	23	25	27	28
その他の精神障がい	0	0	0	1	0
分類不明	0	0	0	0	0
合 計	392	422	500	530	565

資料：茨城県精神保健福祉センター（4月1日現在）

3 難病の状況

- 難病について、一般特定疾患医療受給者証所持者数の年次推移をみると、平成22年から平成26年を比較すると98人増（約1.4倍）となっています。
- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布されたことに伴い、医療費助成の対象となる疾患が現在の56疾患から、平成27年夏頃に約300疾患に拡大される予定です。

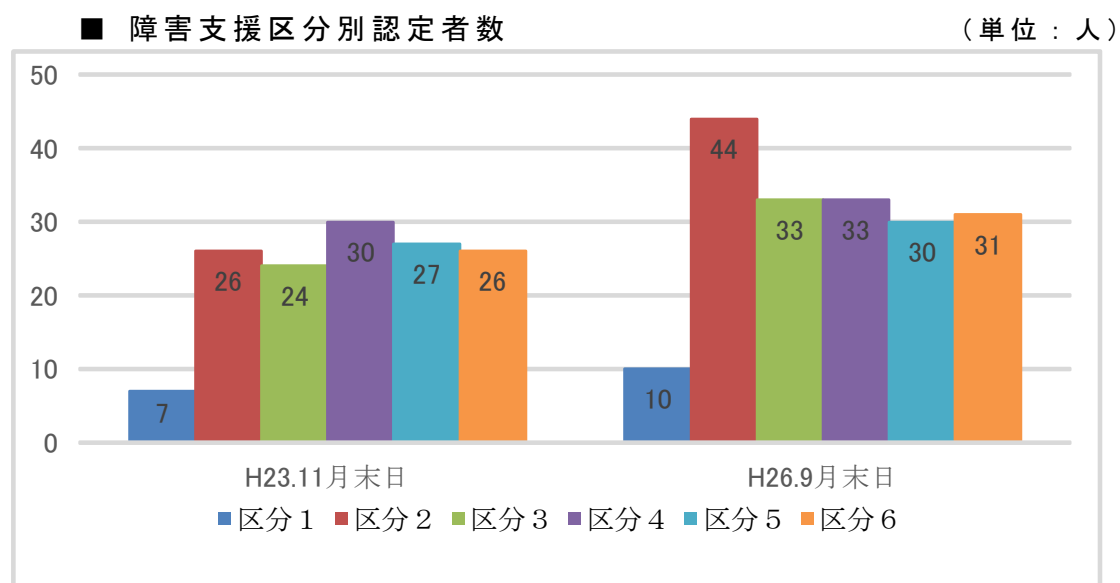
(単位：人)



資料：県保健予防課（各年4月1日現在）

4 障害支援区分別の認定者数

- 障害支援区分別の認定者数は、181人(平成26年9月末現在)となっています。区分別では、区分2が44人と最も多く、次いで区分3及び区分4がそれぞれ33人、区分6が31人、区分5が30人、区分1が7人となっています。平成23年と比較して、全体で41人(約1.3倍)増加しています。
- 障がい種別は、総数181人のうち、身体障がい者が42人、知的障がい者が78人、精神障がい者が45人、身体知的の重複が11人、身体精神の重複が1人、知的精神の重複が4人となっています。



【内訳と推移】

		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		身体+知的		身体+精神		知的+精神		総数	
		H23→H26		H23→H26		H23→H26		H23→H26		H23→H26		H23→H26		H23→H26	
↑軽度	区分1	1	1	4	4	2	5	0	0	0	0	0	0	7	10
	区分2	4	6	5	9	15	27	0	1	0	1	0	0	26	44
	区分3	3	9	4	13	8	9	0	1	0	0	1	1	24	33
↓重度	区分4	6	5	9	22	3	4	1	1	1	0	1	1	30	30
	区分5	8	7	21	21	0	0	0	1	0	0	1	1	27	30
	区分6	9	14	9	9	1	10	1	7	1	0	1	1	26	31
合計		31	42	71	78	29	45	2	11	2	1	4	4	140	181

第3節 平成29年度における成果目標

1 本市における目標値の設定

- 障がい者等の自立支援の観点から、国が定める基本指針に即して、平成29年度の成果目標に向けて、各項目の活動指標の目標値を設定します。
- これまでの実績等を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めて、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

▼本市の目標

項目	数値	考え方
①地域生活移行者数（A） 【29年度末の目標値】	7人	平成25年度末の施設入所者（55人）のうち、グループホームや一般住宅等へ移行する見込者数。 $(B) \times 12.0\%$
②施設入所者数の削減 【29年度末の目標値】	3人	平成25年度末の施設入所者数の4.0%にあたる人数。 $(B) \times 4.0\%$
平成25年度末施設入所者数（B）	55人	
新たな施設入所者数（C）	2人	平成29年度末までに新たに施設入所支援を利用する見込者数。
平成29年度末の入所者数	50人	$(B) - (A) + (C)$
※平成26年度末の目標未達成見込者数	8人	目標値：12人 実績見込み：4人

▼国の指針（平成29年度成果目標）

国の指針
①平成25年度末時点の施設入所者数から12.0%以上が地域生活へ移行するよう設定する。
②平成25年度末の施設入所者数から、4.0%以上削減するよう設定する。
※平成26年度末において、第3期障がい福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における①及び②の目標値に加えた割合以上とする。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

▼本市の目標

項目	考え方
①入院後3か月時点の退院率の上昇	国の指針に基づく ※今後示される茨城県障がい福祉計画に基づく
②入院後1年時点の退院率の上昇	
③在院期間1年以上の長期在院者数の減少	

▼国の指針（平成29年度の成果目標）

国の指針
①平成29年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
②平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
③平成29年6月末時点の在院長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少すること。

(3) 地域生活支援拠点の整備

▼本市の目標

項目	考え方
地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進	国の指針を踏まえ、今後示される茨城県障がい福祉計画と調和が保たれたものとする。

▼国の指針（平成 29 年度の成果目標）

国の指針
地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村又は圏域を単位として整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

▼本市の目標

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 29 年度の一般就労移行者数	4 人	○平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数。平成 24 年度実績(2 人)の 2 倍

▼国の指針（平成 29 年度の成果目標）

国の指針
平成 24 年度実績の 2 倍以上とすること。

(5) 就労移行支援事業所の利用者数

▼本市の目標

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	32 人	○平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数(20 人)から 6 割増加した人数

▼国の指針（平成 29 年度の成果目標）

国の指針
平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数が平成 25 年度における利用者数の 6 割以上増加すること。

(6) 就労移行支援事業所の就労移行率

▼本市の目標

項目	考え方
【目標値】 平成 29 年度末の就労移行支援事業所の就労移行率を 3 割以上とする。	○国の指針を踏まえ、今後示される茨城県障がい福祉計画と調和が保たれたものとする。なお、H26.11 月末日現在、市内の該当事業所は 1 か所。

▼国の指針（平成 29 年度の成果目標）

国の指針
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

第4節 障害福祉サービスの実績と見込み量

1 自立支援給付の実績

○本市では、日中活動系のサービス利用者が多く、特に、就労継続支援（A型）・（B型）の利用者が増えています。また、訪問系サービスも見込み量と比較して大幅に増加しています。

▼障害福祉サービス利用実績（1ヶ月当たり）

サービス種別	単位	見込み量			実績		
		H24	H25	H26	H24	H25	H26(※)
訪問系	居宅介護						
	重度訪問介護						
	同行援護	315	347	381	415	499	582
	行動援護	(36)	(40)	(44)	(33)	(51)	(47)
	重度障害者等 包括支援						
日中活動系	生活介護	1286	1325	1365	1443	1378	1492
		(64)	(66)	(68)	(71)	(74)	(70)
	自立訓練 (機能訓練)	22	22	22	0	7	22
		(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	(2)
	自立訓練 (生活訓練)	225	264	309	101	101	112
		(14)	(16)	(19)	(7)	(12)	(6)
	就労移行支援	485	582	698	301	308	319
		(26)	(32)	(38)	(18)	(25)	(16)
就労継続支援 (A型)	69	92	92	136	124	219	
	(3)	(4)	(4)	(6)	(12)	(19)	
就労継続支援 (B型)	597	675	764	671	786	1015	
	(44)	(50)	(56)	(43)	(70)	(66)	
療養介護	62	62	62	62	61	62	
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	
短期入所	50	60	73	73	80	68	
	(10)	(12)	(14)	(8)	(19)	(6)	
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	19	20	21	19	21	36
	共同生活介護 (ケアホーム)	18	21	24	18	19	
	施設入所支援	51	50	49	52	56	53
相談支援	計画相談支援	42	102	173	6	31	97
	地域移行支援	1	1	2	0	0	1
	地域定着支援	1	1	1	0	0	1

(※) 平成26年度数値は10月実績。相談支援はH26.10月末日現在。

資料：社会福祉課

2 自立支援給付の見込み量

▼障害福祉サービスの見込み量（1か月あたり）

サービス種別		単位	見込み量		
			H27	H28	H29
訪問系	居宅介護	延利用時間数 (実利用者数)	530 (50)	583 (61)	641 (73)
	重度訪問介護		78 (1)	86 (1)	94 (2)
	同行援護(※)		47 (5)	52 (6)	57 (7)
	行動援護		25 (1)	27 (1)	30 (2)
	重度障害者等包括支援		0 (0)	0 (0)	0 (0)
日中活動系	生活介護	延利用者数 (実利用者数)	1474 (72)	1547 (75)	1625 (79)
	自立訓練（機能訓練）		14 (2)	15 (2)	15 (2)
	自立訓練（生活訓練）		103 (6)	108 (6)	113 (7)
	就労移行支援		363 (19)	381 (21)	400 (23)
	就労継続支援（A型）		223 (11)	245 (12)	270 (13)
	就労継続支援（B型）		1079 (73)	1187 (80)	1306 (88)
	療養介護		61 (2)	61 (2)	61 (2)
	短期入所（福祉型）		70 (9)	70 (9)	70 (9)
	短期入所（医療型）		0 (0)	0 (0)	0 (0)
居住系	共同生活援助 (グループホーム・ケアホーム)	実利用者数	37	38	39
	！地域生活支援拠点	設置施設数	—	—	検討
	施設入所支援	実利用者数	52	51	50
相談支援	計画相談支援	実利用者数	258	271	285
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1

3 障がい児支援に係る給付の実績

▼障がい児通所支援・相談支援の実績（1か月あたり）

サービス種別		単位	実績		
			H24	H25	H26※
障がい児通所支援	児童発達支援	延利用時間数 (実利用者数)			18 (1)
	放課後等デイサービス		97 (11)	173 (17)	216 (19)
	保育所等訪問支援				0 (0)
	医療型児童発達支援		0	0	0
障がい児相談支援	障がい児相談支援	実利用者数	0	1	3

●児童福祉法改正により平成24年4月からサービス開始。計画策定は第4期から。

(※)平成26年度数値は10月実績。相談支援はH26.10月末日現在。

4 障がい児支援に係る給付の見込み量

▼障がい児通所支援・相談支援の見込み量（1か月あたり）

サービス種別		単位	見込み量		
			H27	H28	H29
障がい児通所支援	児童発達支援	延利用時間数 (実利用者数)	18 (1)	18 (1)	18 (1)
	放課後等デイサービス		161 (17)	169 (18)	177 (19)
	保育所等訪問支援		0 (0)	0 (0)	0 (0)
	医療型児童発達支援		0	0	0
障がい児相談支援	障がい児相談支援	実利用者数	15	17	20

第5節 地域生活支援事業の実績と見込み量

1 地域生活支援事業の実績

▼地域生活支援事業利用実績

種別	年度	単位	見込み			実績		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26(※)
相談支援事業	①障がい者相談支援	か所	1	1	1	1	1	1
	②障がい者支援協議会	実施の有無	無	無	有	有	有	有
	③市町村相談支援事業機能強化	実施の有無	無	無	有	有	有	有
	④住宅入居等支援	実施の有無	無	無	有	無	無	無
成年後見制度利用支援		実施の有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援(※2)		実利用者数	1	2	2	2	1	2
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	3	6	4	2	5	4
	②自立生活支援用具		3	6	4	7	6	7
	③在宅療養等支援用具		6	5	8	8	4	4
	④情報・意思疎通支援用具		2	7	5	4	5	1
	⑤排せつ管理支援用具		526	630	694	720	650	730
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		3	2	4	1	2	1
移動支援		か所	4	3	4	6	6	5
		実利用者数	8	4	5	7	9	4
		時間/年	152	113	130	84	242	60
地域活動支援センター	I型	か所 (実利用者数)	1	1	2	1	1	1
			(1)	(2)	(11)	(5)	(3)	(6)
	II型 (自市利用分)		1	1	1	1	1	1
			(14)	(18)	(16)	(16)	(16)	(16)
	III型 (他市利用分)		0	0	0	0	0	0
			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
III型 (自市利用分)	2	2	2	2	2	2		
	(19)	(29)	(32)	(24)	(32)	(40)		
III型 (他市利用分)	3	1	1	3	1	0		
	(3)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)		
日中一時支援		か所 (実利用者数)	21 (33)	25 (43)	26 (35)	28 (37)	30 (21)	33 (28)
訪問入浴サービス		か所 (実利用者数)	1 (1)	1 (2)	1 (2)	2 (2)	3 (4)	2 (4)
スポーツ大会の開催		回/年	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許・改造助成		実利用者数	1	1	1	1	1	1

※ 平成26年度数値は推計

資料：社会福祉課

※2 平成26年度から意思疎通支援事業に名称変更

2 地域生活支援事業の見込み量

▼地域生活支援事業の見込み量

事業名		単位	見込み量		
			H27	H28	H29
理解促進・研修啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	①障害者相談支援事業	か所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	検討
	②市町村相談支援機能強化	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	検討
成年後見制度利用支援事業		実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	検討	検討	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣	実利用者数	3	3	3
	手話通訳者設置		無	無	検討
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
	②自立生活支援用具		7	7	7
	③在宅療養等支援用具		5	5	5
	④情報・意思疎通支援用具		7	7	7
	⑤排せつ管理支援用具		670	690	710
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数 (登録者数)	10 (5)	0 (0)	10 (5)
移動支援事業		実利用者数 (延利用時間数)	6 (150)	7 (160)	7 (160)
地域活動支援センター	I型(他市利用)	実施か所 (実利用者数)	1(9)	1(10)	1(10)
	II型		1(16)	1(16)	1(17)
	III型		2(58)	2(59)	2(60)
日中一時支援事業		実利用者数 (延利用回数)	29 (500)	30 (520)	32 (550)
訪問入浴サービス事業		実利用者数	5	6	7
社会参加支援事業	スポーツ大会の開催	回/年	1	1	1
	自動車運転免許・改造助成事業	実利用者数	1	1	1
<p>●実施に対する考え方 各事業とも、近年の実績等を考慮して見込んでいます。</p>					

第6節 障害福祉サービスの内容と

見込み量確保のための方策

○障害福祉サービスは、「自立支援給付」の介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療のうち、「介護給付」と「訓練等給付」によるサービスをのこをいいます。

1 介護給付（介護が必要な方へのサービス）

○介護給付は、自宅で生活する人への訪問系サービス、入所施設や事業所などに通所して受ける日中活動系サービス、夜間の介護や居住の場を提供する居住系サービスがあります。

○介護給付のサービスを受けるためには、支援の必要度合を表す障害支援区分の決定をします。区分1（軽度）から区分6（重度）までの6区分に分かれます。

▼介護給付の一覧

サービス区分	サービス名	内 容
訪問系サービス	(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
	(2) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
	(3) 同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
	(4) 行動援護	知的障がいや精神障がいによって、行動上著しく困難のある人で、常に介護を必要とする人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
	(5) 重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

●見込み量確保のための方策●

障がいのある人とその家族が安心して生活できるよう、福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。

また、施設入所を利用している人や退院可能な精神障がいのある人が地域で生活していくには、これらのサービスが不可欠であるため、事業所との一層の連携に努めます。

サービス区分	サービス名	内 容
日中活動系サービス	(6) 生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
	(7) 療養介護	医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	(8) 短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。
●見込み量確保のための方策●		
<p>障害のある人の状態や希望に合わせてサービスを利用できるよう、事業所の確保に努めます。</p> <p>また、短期入所については、利用したいときに利用できる環境になるよう、事業所との調整を密にし、受け入れ体制の確保に努めます。</p>		

サービス区分	サービス名	内 容
居住系サービス	(9) 施設入所支援	夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
●見込み量確保のための方策●		
<p>国の基本指針において入所者の削減を見込んでいることから、施設入所支援サービス事業所及び計画相談支援専門員との連携を図り、グループホーム等へ移行をした場合の支援の体制等を想定し、地域生活への移行の可能性について検討していきます。</p> <p>また、施設入所が真に必要な人の場合、入所できるよう情報の把握に努めます。</p>		

2 訓練等給付（訓練が必要な方へのサービス）

- 訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な方に提供するサービスです。
- サービスは、入所施設や事業所などに通所して受ける日中活動系サービス、夜間の居住の場を提供する居住系サービスがあります。

▼訓練等給付の一覧

サービス区分	サービス名	内 容
日中活動系サービス	(1) 自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います(18か月以内の利用期間が設定されます)。
	(2) 自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います(原則として24か月以内(長期入所者は36か月以内)の利用期間が設定されます)。
	(3) 就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います(24か月以内の利用期間が設定されます)。
	(4) 就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
	(5) 就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
●見込み量確保のための方策●		
<p>障害のある人が自立した生活ができるよう、その人の状態や希望に適したサービスを利用できるよう、事業所との連携・確保に努めます。</p> <p>さらに、就労支援においては、就労の場の掘り起こしや、関係機関との連携の強化・充実を図り、就労支援の推進に努めます。</p>		

サービス区分	サービス名	内 容
居住系サービス	(6) 共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、家事等の日常生活上の支援や相談を行います。
●見込み量確保のための方策●		
<p>障がいのある人の地域生活を充実させる拠点になることから、地域の理解や協力を得られるよう啓発活動を推進します。また、グループホームの設置を希望する事業者に対して情報提供等の協力を努めます。</p>		

3 相談支援（サービス等利用計画の作成）

○相談支援とは、障害福祉サービスの利用調整が困難な障がいのある人やその家族等からの相談などに適切に対応し、地域で安心して生活できるようにするための相談サービスです。

▼相談支援一覧

サービス区分	サービス名	内 容
相談支援	(1) 計画相談支援	障がいのある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が対象です。
	(2) 地域相談支援 (地域移行支援)	長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象です。
	(3) 地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人が対象です。
●見込み量確保のための方策●		
<p>サービス等利用計画の作成を一層促進するため、事業所への特定相談支援事業所開設の働きかけや、事業所間の情報交換会等を実施し、相談支援専門員の資質向上の支援に努めます。</p>		

4 障がい児通所支援・相談支援

▼支援の一覧

サービス区分	サービス名	内 容
障がい児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は夏休み等の学校休業日に、施設に通って生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行うものです。
	保育所等訪問支援	障がい児が保育所等での集団生活に適応できるよう、保育所等を訪問し、専門的な支援等を行うものです。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。
●見込み量確保のための方策●		
<p>市内の事業所に対応している事業は放課後等デイサービスのみとなっていることから、障がい児が必要な支援が受けられるよう、障がい児支援の中核的なセンター機能の構築や事業者参入も検討し、障がい児支援の場の確保・充実に努めます。</p>		

サービス区分	サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所給付サービスを利用する人に対し、障がい児支援利用計画を作成するものです。
●見込み量確保のための方策●		
<p>市内外の障がい児相談支援事業者と連携して、適切なサービスが受けられるよう努めます。</p>		

第7節 地域生活支援事業の内容と

見込み量確保のための方策

○地域生活支援事業は、法で定められた「必須事業」と、市の現状や課題に応じて柔軟に実施する「任意事業」があります。事業を利用する場合、一定の要件を満たすことが必要です。

▼地域生活支援事業一覧

区分	事業名	内容
必須事業	①理解啓発・研修啓発事業	障がいのある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけをしていくものです。
	②自発的活動支援事業	障がい者のある人や家族をはじめ、地域住民による地域における自発的な取組みを支援します。
	●見込み量確保のための方策● ①及び②ともに、社会福祉協議会への委託事業として一層の推進を図るほか、各種関係団体との連携、広報活動の充実に努めます。	
	③相談支援事業	<p><障がい者相談支援事業> 障がいのある人やその家族等又は介護を行っている人からの相談に応じ、必要な情報提供をしたり、権利擁護のために必要な援助を行います。 ※基幹相談支援センターについて 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援にあたる基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する等の相談支援機能強化が求められています。当市にセンター未設置のため、設置を検討する必要があります。</p>
		<p><市町村相談支援機能強化事業> 一般的な相談支援機能に加え、専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応が行えるよう、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門的職員を有する事業所に委託して実施します。</p>
		<p><住宅入居等支援事業> 一般の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居困難な障がいのある人に対し、入居に必要な関係機関との調整を行う等の支援をするものです。24時間体制も視野に入れる支援であるため、実情を把握しながら実施を検討する必要があります。</p>
	●見込み量確保のための方策● 身近なところでの相談体制を確保するため、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワーク化に努めます。また、障がい者支援協議会を活用し、相談支援体制の充実に努めます。	
	④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費又は後見人の報酬の全部又は一部を助成します。
	●見込み量確保のための方策● 地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の普及に努めます。	
	⑤成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
●見込み量確保のための方策● 地域包括支援センターと連携を図り、事業のニーズを見極めながら事業の構築を検討します。		

	⑥意思疎通支援事業	<p><手話通訳者・要約筆記者派遣事業> 手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援など行います。</p> <p><手話通訳者設置事業> 手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。</p>
<p>●見込み量確保のための方策● 派遣機関と連携し、継続してサービス提供を行います。手話通訳者の設置については、状況を考慮しながら人材確保を含めた設置の検討をします。</p>		
	⑦日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。
<p>●見込み量確保のための方策● 障がいの特性に応じて、適切に給付できるよう努めます。</p>		
	⑧手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
<p>●見込み量確保のための方策● 登録者の増加を図れるよう事業を継続し、受講者の確保に努めます。</p>		
	⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、移動介護支援者による社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出を支援します。
<p>●見込み量確保のための方策● 移動支援が必要な人の具体的なニーズの把握に努め、適切かつ幅広くサービスが提供できるよう努めます。</p>		
	⑩地域活動支援センター	<p><Ⅰ型> Ⅱ型・Ⅲ型の事業及び相談支援事業に加え、専門職員による医療・福祉及び地位の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成等に取り組みます。</p> <p><Ⅱ型・Ⅲ型> 利用者の状況に対応しながら、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活や相談支援、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの事業を展開します。</p>
<p>●見込み量確保のための方策● 提供事業者との連携を密にし、適切なサービス確保に努めます。また、利用していない人に情報提供を行い、利用促進を図ります。</p>		
任意事業	①日中一時支援事業	障がいのある人の家族や介護者の就労支援及び一時的な休息がとれるよう、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
	②訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度の身体障がいのある人の居宅に訪問し、移動入浴車等による入浴の機会を提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。
	③社会参加支援事業	<p><スポーツ大会の開催> 障がいのある人の体力増強、交流及び余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者がスポーツに触れる機会等を提供します。※県南地域の他市町村と合同開催</p> <p><自動車運転免許・改造助成事業> 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を一部助成します。</p>
	<p>●見込み量確保のための方策● 委託事業者との連携を密にした継続利用及び新規契約事業者の拡大に努め、適切なサービス確保ができるよう努めます。また、今後もニーズを踏まえ、必要なサービスの検討に努めます。</p>	